

## 東金市地域公共交通会議設置要綱の改正について

### 【概要】

「道路運送法第9条第4項・5項」の一部改正に伴い、「東金市地域公共交通会議設置要綱」を改正する。

①道路運送法第9条第4項の一部改正により、路線バスにおける運賃等の変更を行う場合は、運賃協議会において協議を行ったうえで当該運賃等を定めることとなった。

②道路運送法第9条第5項の新設により、住民や利害関係者等の意見を聞く場（パブリックコメントの募集や公聴会）を設けて意見集約を行った後に、同法9条第4項の規定にある運賃協議会において、当該運賃等を定めることとなった。

## 令和5年10月1日以降

### 【公聴会の開催等<sup>※</sup>により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

#### 新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

### ※地域公共交通会議とは

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために、一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議をいう。（道路運送法施行規則第九条の二）